

超高齢社会に備えて

—温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して—

1992年1月

社団法人 関西経済同友会
社会福祉委員会

超 高 齢 社 会 に 備 え て
—— 温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して ——

目 次

はじめに

要 約	1
I. 基本認識 : 超高齢社会を迎えるに当たっての問題点	9
～ このままでは非人間的な「寝かされきり」の増産に ～	
1. 施設・マンパワーの絶対的な不足	
2. 低い意識・乏しい危機感	
3. 限られた財源と時間	
II. 提言 : 超高齢社会に備えて	13
～ 温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して ～	
1. 基本的な考え方 : 日本型福祉社会の確立	13
(1) 「介護の社会化」	
(2) 国民理解の促進	
(3) コミュニティの確立	
2. 行政に求められる対応	15
(1) 医療・保健・福祉マンパワーの確保	
(2) 高齢者向け施設・社会資本・住宅等の整備	
(3) 地域福祉の推進	
(4) 意識改革のための教育の充実	
(5) シルバービジネスの健全育成	
3. 企業が果たすべき役割	21
(1) 従業員福祉の充実	
(2) 社会貢献の推進	
(3) シルバービジネスへの取組み	
(4) 就業機会の確保	
4. 個人が今なすべきこと	24
(1) 意識の改革	
(2) 福祉活動への参画	
(3) 老後への備え	
結びにかえて	26

はじめに

戦後40数年の経済成長で物質的には豊かな社会を作り上げたが、厳しい住宅・通勤事情、高い物価、長時間労働などとともに、自分自身や家族の老後の不安、あるいは高齢化社会に対する漠然とした不安は豊かさを実感できない大きな要因の一つである。

わが国は平均寿命が80年という世界最長寿国となり、現在の8人に1人が高齢者（65歳以上）という状態から、2020年頃には4人に1人が高齢者という超高齢社会に移行する。その高齢化のピークでは2.3人の働き手で1人の高齢者を支えねばならず、2000年には寝たきり老人が100万人、痴呆性老人が150万人に達するという予測もある。主要先進国と比べると2～5倍のスピードで進行する高齢化に、行政施策も企業や個人の意識もついていけない状況にあり、高齢社会に相応しい社会システムの構築がほとんどできていないというのが現状である。

本年度新設された社会福祉委員会では、超高齢社会における社会福祉のあるべき姿を探り、急増する看護・介護ニーズへの対応を中心として温かさと活力に満ちた福祉社会実現のために、われわれは今何をなすべきかについて研究を重ねてきた。

以下はその成果であり、「高齢化は政府・自治体、企業、地域社会、個人いずれにとっても自らの問題であり、差し迫った現在の問題である」という認識に立って以下の提言を行うものである。

1992年1月

（社）関西経済同友会
社会福祉委員会
委員長 白井 剛

要 約

I. 基本認識 : 超高齢社会を迎えるに当たっての問題点

このままでは非人間的な「寝かされきり」の増産に

個人も企業も行政も物質的豊かさや効率、経済（成長）にばかり目が行き過ぎ、生の尊厳、労働の価値、他人への思いやりといったものを顧みることがなかった。その咎が今高齢化への不安となって現れてきている。人間らしい生を全うするためにはなくてはならない看護婦・ホームヘルパーといった職業に人が集まらず、他人のためにアセを流すことを知らない人達ばかりという状況の中で、要介護老人が急増する。このままでは、多くの高齢者が非人間的な「寝かされきり」の状態に陥ってしまう危険がある。

それはあなただって例外ではない。

1. 施設・マンパワーの絶対的な不足

特別養護老人ホームに入居するには長期間待たなければならないように、福祉施設の数が絶対的に不足している。また、障害を持った老人が病院、特別養護老人ホーム、自宅等毎日をどこで過ごすとしても、看護婦・ホームヘルパー等マンパワーの不足から「寝かされきり」になっているというのが現状である。

多くの人は住み慣れたわが家でできるだけ長く暮らしたいと思っている。老人をできるだけ在宅で介護し、それを快適なものにするためには、在宅介護を支援する福祉サービス供給体制を充実させることが急務である。

2. 低い意識・乏しい危機感

国民や企業は「福祉は国がやるもの」と考えているため社会福祉に対する意識は極めて低く、超高齢社会の到来に対する危機感にも乏しい。

政府・自治体はもちろんのこと、国民も企業も高齢化を自らの問題として捉え、対応していく必要がある。福祉サービスの基本的な部分は国や自治体の責任である

が、その行政を動かすのは国民であり企業であることを忘れてはならない。

3. 限られた財源と時間

巨額の国債残高を抱え、財政は厳しい状況にある。一方、国民の税・社会保険料負担は高齢化の進展とともに年々増加しており、「国民負担率は高齢化のピーク時においても50%を下回ることとする」という行革審の目標もこのままではその達成が危ぶまれる状況にある。国民負担率の上昇は労働力不足・貯蓄率の低下と相俟って、社会の活力を阻害し福祉を支える経済基盤に大きな影響を与えよう。

本格的な高齢社会となるまでの限られた時間の中、限られた財源で豊かな福祉社会実現のための基盤を整備するためには、行政・企業・個人それぞれの知恵と努力を結集することが必要である。

Ⅱ. 提言：超高齢社会に備えて

——温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して——

「人は既に障害をもっているか、これからもつかのどちらかである」ということを認識し、福祉を自分の問題として捉えなければならない。「たとえ障害があってもできる限り自立して生活できる社会」作りを目指し、人にやさしく、思いやりに満ちた社会の構築に取り組む必要がある。

健全な福祉社会は個人・家族の自立（自助）を中心として、それに企業・地域社会の相互扶助機能（共助あるいは互助）が力を添え、さらに公的部門（公助）が制度的に支えるという社会である。われわれが目指すべき福祉社会は、公的部門を主体とした高福祉・高負担の北欧型福祉社会でもなく、民間部門を主体とする自助努力中心で低福祉・低負担のアメリカ型福祉社会でもない。北欧型とアメリカ型の中間の中福祉・中負担、即ち、自助・共助・公助のバランスがとれた日本型福祉社会の構築を目指さなければならない。

以下では要介護老人の増加に伴い喫緊の課題となっている看護・介護ニーズへの対応を中心として、日本型福祉社会確立のための対応策を述べたい。

1. 基本的な考え方 : 日本型福祉社会の確立

(1) 「介護の社会化」 ～ 家族だけの介護から社会全体による介護へ ～

家庭内介護力が低下し、介護期間も長期化した現在、介護を老人と家族の1対1の関係だけに押し込めていてはならない。家族だけによる介護から、ホームヘルパー・訪問看護婦・デイサービス・ショートステイ・病院・特別養護老人ホームあるいはボランティアなどのサービスが必要に応じて適切に老人に届くような、家族を核としながらも「社会全体による介護」への転換が必要である。

(2) 国民理解の促進 ～ 高齢化に対する認識を深め、自助の精神、

ボランティアの心、行政施策への関心を ～

介護の社会化や施設の充実・マンパワーの確保等はいずれをとっても国民の理解がないと進まない問題である。高齢化に伴う障害や生活力の低下は誰にとっても避けられないことであり、高齢者福祉は国民一人ひとりの問題である。このことについての国民の理解を促進するとともに、生の尊厳や労働の価値等に対する認識を深めていくことや、「人のために尽くす」という心を育んでいくことが必要である。

(3) コミュニティの確立 ～ 連帯感の醸成 ～

地域でのボランティアな福祉活動を推進するためには、ともに働き、ともに遊び、お互いに助け合うというコミュニティ精神の涵養が重要である。そのコミュニティ精神が希薄な都市部や新興住宅街等においては、行政が住民のコミュニティ活動を援助していくことや、企業が従業員の地域活動を支援していくことも必要である。

2. 行政に求められる対応

(1) 医療・保健・福祉マンパワーの確保 ～ 看護・介護を夢のある仕事に ～

① 看護婦の確保のためには給与の引き上げや勤務形態を改善することが急務である。さらに、看護婦業務の整理と機械化によって患者と接する時間をできるだけ長くし、本来の看護婦の仕事を全うできるようにしていけば、やりがいも高まり看護婦を夢のある職業にすることができる。

看護婦の給与・勤務条件を改善するためには、看護業務の重要性を認識し、看護婦の配置率を高めたり、機械化することにインセンティブが働くような診療報酬体系や補助金制度、省力化機器の償却を優遇する税制措置等における政策的配慮が必要である。

- ② ホームヘルパーについてもなお一層の待遇改善が必要である。また、介護教育の実施や「介護の日」の制定等により介護についての国民の理解を促進し、そこで働く人々が社会から正しく理解され、尊敬されるような風土の醸成が求められる。そうすることによって、ホームヘルパーが自らの仕事に誇りをもてるようにしていかなければならない。
- ③ 看護婦やホームヘルパー等の所得税については、一定の所得控除を設ける等優遇措置を検討する必要がある。
- ④ 看護・介護職の養成機関の充実や人材確保のための立法措置、相手国の医療・福祉の向上につながるような形で外国人看護婦等の養成も検討する必要がある。

② 高齢者向け施設・社会資本・住宅等の整備

～ 高齢者にやさしい環境の整備を ～

- ① 高齢者が家庭で生活することが困難になったとき、待つことなく特別養護老人ホーム・老人保健施設等に入所できるようこれらを早急に整備する必要がある。
- ② 老人の自立・家庭内での介護を促進するためには、障害をもった高齢者が生活しやすい住宅・道路・公共施設等の整備促進が必要である。

③ 地域福祉の推進 ～ 身近なサービスと連帯の環を ～

- ① 老人福祉法等の改正により、老人保健・老人福祉サービスは市町村という住民に身近な行政体が提供していくこととなったが、保健・福祉等の行政窓口の一本化や「住民が出向く福祉」から「行政が届ける福祉」への転換が期待される。

② 各自治体においては、その福祉サービス向上のために、便利で、丁寧で、人間性に配慮したサービスが提供されているかをチェックする「福祉サービスオンブズマン制度」が導入されるべきである。

③ 最近徐々に高まりつつあるボランティア精神を活かしていくためには、ボランティアの需給をマッチングさせる機関の充実が不可欠である。

④ 意識改革のための教育の充実 ～よき理解者がよい福祉を作る～

① 福祉に対する理解やボランティア活動を促進するためには、生の尊厳や他人のために働くことの大切さを教えること、福祉教育・ボランティア活動等を学校教育の早い段階から正規のカリキュラムとして組み入れるべきである。またこれらは生涯教育等を通して絶えず啓蒙していく必要がある。「ボランティア活動の日」を設けることはボランティア活動の促進につながる。

② ボランティア活動の経験を大学の選考・卒業基準の一つとすることや、教員・医師・看護婦等の養成課程における必須事項とすることも検討される必要がある。

⑤ シルバービジネスの健全育成 ～豊かな老後は官民の多様なサービスから～

① 高齢化のスピードの速さ、国民負担率の制約等から高齢者福祉を全て公的対応に委ねるのは難しいし、また民間の活力・知恵・工夫による福祉への参画がなければ量・質の満足は得られない。

② シルバーサービスはその利用者が高齢者や障害者であるということから、良質のサービスが安定的に提供されるよう、行政による適切な指導・育成が必要である。

③ 民間の資金による有料老人ホーム建設が促進されるよう税制の改正等が必要である。介護用品・機器についても、需要掘り起こしのためのPRや、良質な製品の開発・流通市場整備のための低利融資・補助金等の公的支援が必要である。

3. 企業が果たすべき役割

(1) 従業員福祉の充実 ～ 従業員の自立を支援する ～

- ① 従業員の高齢化に伴って、従業員とその家族の健康管理・健康教育が重要な課題となってきた。また企業は従業員を、会社一筋の人間から多面的で創造的な生き方を設計できる人間となるよう、教育・支援していかなければならない。
- ② 特に中高年の従業員にとって、老親の介護は大きな問題となりつつある。フレックスタイム制の導入、介護休暇制度等による支援は従業員福祉の面のみならず、労働生産性・安全性の面からも重要である。

(2) 社会貢献の推進 ～ 良き企業市民を目指して ～

- ① 4人に1人は高齢者というような社会にあっては、企業はその提供する製品・サービスや施設について、多少のコストはかかろうとも、高齢者や障害者の使用・利用を前提とした安全性の確保と扱いやすさ・わかりやすさへの配慮が求められる。
- ② 従業員の自発的な意思を尊重し、その活動を支援するためにボランティア休暇制度やフレックスタイム制の導入等が望まれる。また、企業は採用時を始めとしてボランティア活動を積極的に評価していくことによって、ボランティア精神が発揮されやすい社会的土壌を培っていく必要がある。
- ③ 企業が地域社会の構成員として社会への貢献を求められている今日、資金・人材・施設・情報等企業の様々な資産を地域社会の福祉向上のために積極的に提供していくことや、企業財団等による福祉事業への参加が期待される。

(3) シルバービジネスへの取組み ～ 未成熟だが可能性のある市場 ～

行政による福祉サービスは法制化や予算措置が必要であり、多様化するニーズへの対応が遅れたり肌理細かさに欠けるところがあるので、民間には行政の先駆的・補完的役割を果たすことが期待されている。シルバー市場はまだ未成熟であるが、企業が自らの手で市場を拡大していくことが期待される。

(4) 就業機会の確保 ～ 高齢者に働く場を ～

日本では高齢になっても働きたいという人が多く、収入の面からも高齢者の生きがいの大きな要素である社会参加という面からも、高齢者の就労は重要な課題である。少なくとも厚生年金支給開始年齢までは就業機会の確保が求められているといえよう。その場合、能力の発揮が比較的容易な同一企業グループ内において、定年延長、継続雇用等によって雇用が確保されることが望まれる。

4. 個人が今なすべきこと

(1) 意識の改革 ～ 自らの問題として捉えよう ～

福祉のレベルを決めるのは国民自身である。負担とのバランスで最も適当と思われる福祉の水準を探るために、国民は論議を尽くし、コンセンサスを作っていく必要がある。福祉は誰の問題でもない、自分自身の問題であるという意識の改革が必要である。

(2) 福祉活動への参画 ～ できることをやろう ～

超高齢社会を豊かなものにするためには国や自治体、企業による福祉をあてにするだけではなく、自助努力や地域での協力が不可欠であるが、地域協力は住民一人ひとりの参加なしにはありえない。一人ひとりが、自分ができることをできるときにやるという習慣づくりが必要である。

(3) 老後への備え ～ 「第三の人生」を豊かに生きるために ～

今のように定年後20～30年の人生がある状況では「余った生」ではなく、卒業までの人生、定年までの人生に続く「第三の人生」としてとらえるべきである。その「第三の人生」を心豊かに健康に生きるためには若いうちから十分に準備しなければならない。老後に備えることは家族、社会に対する責任でもある。

以 上

超 高 齢 社 会 に 備 え て

— 温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して —

(本 文)

I. 基本認識 : 超高齢社会を迎えるに当たっての問題点

～ このままでは非人間的な「寝かされきり」の増産に ～

高齢化のピーク時には、要介護老人は高齢虚弱老人も含め400～500万人といわれている。そのとき、その老人達はどのような生活を送ることになるのであろうか。また大多数の健康な老人の生活はどのようなものであろうか。このことを現状の延長線で捉えたと決して明るい姿はイメージできない。それは何故なのか。

人間らしい生を全うするためにはなくてはならない看護婦・ホームヘルパーといった職業に人が集まらず、他人のためにアセを流すことを知らない人達ばかりという状況の中で、要介護老人が急増すれば一体どうなるのか。このままでは、多くの高齢者が非人間的な「寝かされきり」の状態に陥ってしまう危険がある。

個人も企業も行政も物質的な豊かさや効率、経済（成長）にばかり目が行き過ぎて、生の尊厳、労働の価値、他人への思いやりといったものを顧みることがなかった。その咎が、今高齢化への不安となって現れてきているといえよう。

1. 施設・マンパワーの絶対的な不足

現在、日本の寝たきりのお年寄りの数は、病院25万人、特別養護老人ホーム12万人、在宅22万人となっている。そして病院にいる人の多くは、急性期の治療を必要とする状態ではなく、本来なら特別養護老人ホームや自宅でリハビリを含めたケアがあればよいという人達である。しかしながら、このいわゆる社会的入院が多いのは、特別養護老人ホームに入居するには長期間待たなければならないということに代表されるように、福祉施設の数が絶対的に不足しているからであり、在宅介護をしようにも家庭内介護力の低下をカバーすべきホームヘルパー等マンパワーが著しく不足しているからなのである。

また障害をもった老人が病院、特別養護老人ホーム、自宅等毎日をどこで過ごすとしても、看護・介護マンパワーの不足から「寝かされきり」になっているというのが現状である。厚生省の調査によれば、長期ケア施設における寝たきり老人の比率はスウェーデン・デンマークの4.2～4.5%に対し、日本は33.8%と高い。生活習慣の違いもあるが、マンパワーの差がこの数字となって現れているとい

える。日本では、痴呆性老人の場合、動き回られるとかえって手がかかるということでベッドに縛りつけられているということさえある。

元気に働いてきた人達が、一旦現役を離れ障害をもって介護が必要となったとたんに、世間から隔離され十分なケアも受けられないまま非人間的な扱いを受けなければならないのである。これは、病院や施設が良心的でないとか、あるいは家族に愛情がないという問題ではなく、ケアのための施設、看護・介護マンパワーが不足しているために心のこもった十分なお世話ができない状況に追い込まれているからであり、老人はもちろんのこと、看護婦・施設職員も家族も被害者といってよい状況なのである。

多くのお年寄りは住み慣れたわが家でできるだけ長く暮らしたいと思っている。しかし、国民の大多数が被用者化し、人口が都市に集中し、都市間移動（転勤）するというハイモビリティ社会となり、住宅事情の悪化や核家族化は少産化と相俟って家族内の介護力を著しく低下させた。一方、要介護期間は医学の進歩、栄養状態の改善等によって年々伸びているのである。従って、老人をできるだけ在宅で介護しそれを快適なものにするためには、介護を支援する福祉サービス供給体制を充実させることが必要である。しかし、そのための施設やマンパワーの不足には目を覆うものがある。

2. 低い意識・乏しい危機感

高齢化への準備不足が著しいにもかかわらず、福祉は国がやるものと考えている国民や企業の社会福祉に対する意識はかなり低く、高齢化への危機感も乏しい。

日本では同居率が高く、お年寄りは家族の問題で福祉のお世話になることや親を施設に入れるのは恥という意識が強かったこと、要介護状態の期間も現在のように長期化していなかったことなどから高齢者福祉は欧米先進国と比べて極めて未発達であった。しかし、家庭の介護力の低下と、介護の長期化によって、最早「福祉のお世話になるのは恥」などといって遠ざけてはいられないほど状況は切迫しており、一般化しているのである。

国民の間では、「福祉は大きい方がよいが税金は安い方がよい」、あるいは「福祉は自分には関係ないのでできるだけ小さい方がよい」といった考え方は徐々に変

わりつつある。しかし、福祉向上のためには多少の負担増もやむをえないという建前論とは別に、「自分に還ってくるかどうかかわからない」、「負担は現在、受益は将来」ということからわずかの負担増にも大きな抵抗を示すという状態になっている。

また企業においても、高齢化や社会福祉という問題は労働力の確保、市場（シルバーマーケット）の開拓、地域社会への貢献といった観点からも無視できない大きなテーマとなりつつある。これらに対応を誤ると企業経営に大きな影響を与える可能性がある問題にもかかわらず経営者の関心は未だに低いというのが現状である。

これまで企業経営者は、福祉の充実が経済成長を阻害するものであると考え勝ちであったが、経済成長がなければ福祉の向上が困難であるのと同様に、福祉の向上がなければこれからの経済成長もまた困難なのである。なぜなら、今後の労働力不足を補うのは女性と高齢者だといわれているが、女性の労働力化には育児・介護等の面での福祉サービスの充実が不可欠だからである。

政府・自治体はもちろんのこと、国民も企業も高齢化を自らの問題として捉え、対応していかなねばならない。福祉サービスの基本的な部分は国や自治体の責任であるが、その行政を動かすのは国民であり企業である。にもかかわらず、国民や企業は行政に対し根強い不信感を抱いており、あまり多くを期待していないというのが現状である。その最大の理由は、行財政改革の実効が挙がっておらず、相変わらずの省庁別タテ割り行政の下で硬直的な予算配分が行われている点にあらう。国民・企業と行政の信頼関係がなければ、一定の負担を伴う福祉施策の推進は困難であり、このままでは福祉の前進に不安を覚えない訳にはいかない。

3. 限られた財源と時間

財政についてみると、最近の経済成長の鈍化による税収の伸び悩みと、巨額の国債残高を抱え財政再建途上にある厳しい財政状況の中で、支出の拡大を求められているのは社会福祉だけではない。豊かさを実感できる社会を目指して生活関連にウェイトを置いた社会資本の充実を図らねばならず、海外援助を拡大していくことも強く求められている。

一方国民の負担についてみると、高齢化の進展とともに税・社会保険料の負担は

年々増加している。社会の活力を維持するためには国民負担率は高齢化のピーク時においても50%を下回ることとするという臨時行政改革推進協議会（行革審）の目標が出されているが、このままではその達成も危ぶまれる状況にある。税・社会保険料負担の上昇は世代間の公平性の問題を惹起し、それは現役世代の勤労意欲にも影響を及ぼそう。また、労働者不足は貯蓄率の低下と相俟って社会福祉を支える経済力そのものの基盤を危うくする恐れがある。

このような危険のある本格的な高齢社会となるまでの限られた時間の中、限られた財源で豊かな福祉社会実現に向けての基盤を整備するためには、行政・企業・個人それぞれの知恵と努力が必要である。

Ⅱ. 提言 : 超高齢社会に備えて

～ 温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して ～

「人は既に障害をもっているか、これからもつかのどちらかである」ということを認識し、福祉を自分の問題として捉えなければならない。「たとえ障害があってもできる限り自立して生活できる社会」作りを目指し、人にやさしく、思いやりに満ちた社会を構築していく必要がある。

健全な福祉社会は個人・家族の自立（自助）を中心として、それに企業・地域社会の相互扶助機能（共助あるいは互助）が力を添え、さらに公的部門（公助）が制度的に支えるという社会である。従ってわれわれが目指すべき福祉社会は、公的部門を主体とした高福祉・高負担の北欧型福祉社会でもなく、民間部門を主体とする自助努力中心で低福祉・低負担のアメリカ型福祉社会でもない。北欧型とアメリカ型の中間の中福祉・中負担、即ち、自助・共助・公助のバランスがとれた日本型福祉社会の構築を目指さなければならない。

高齢者には、就労・年金等による収入、安全で自立・介護に適した住宅、健康・生活を支える医療・生活援助サービスの確保という物質的な面と、自己実現・家族愛・隣人愛・奉仕の喜び等による「生きがい」という精神的な面の物心両面の柱が必要である。これらを、個人、地域、企業、行政が協力して担っていかなければならない。

以下では要介護老人の増加に伴い喫緊の課題となっている看護・介護ニーズへの対応を中心として、日本型福祉社会確立のための方策を述べたい。

1. 基本的な考え方 : 日本型福祉社会の確立

(1) 「介護の社会化」 ～ 家族だけの介護から社会全体による介護へ ～

高齢者が介護を要する状態になったとき、引き続き住み慣れた地域で家族や隣人に囲まれて暮らすことを幸せと感じ、それを希望するのが一般的である。しかし、家庭の介護力は大幅に低下しており、また介護には専門的な知識も技術も必要であって、過度に家族愛・道徳・義務感・社会的重圧等精神的なものに頼り介護を家族だけに押しつけるのはあまりにも危険である。その結果は介護される側もする側も

ともに肉体的・精神的苦痛を感じる不幸な状態となる。これからは介護を老人と家族の1対1の関係だけに押し込めるのではなく、ホームヘルパーや訪問看護婦による介護・看護、老人保健施設等によるデイサービス・ショートステイの利用、あるいは病院・特別養護老人ホームへの入所・入院、さらにはボランティアによるサービス等、必要に応じた様々なサービスが適切に老人に届くようにしなければならない。家族だけによる介護から、家族を核とした社会全体による介護、いいかえれば「介護の社会化」への転換が必要である。

配偶者や親の介護を家族だけで行うより、社会全体で介護を行う方が効率的でもある。介護するに当たってホームヘルパーやケア施設等外部の力を活用すれば、家族は働きに出ることも可能となる。介護の社会化は労働力不足への対応としても重要な意味をもつことになるだろう。

(2) 国民理解の促進 ～ 高齢化に対する認識を深め、自助の精神、

ボランティアの心、行政施策への関心を ～

介護の社会化や施設の充実・マンパワーの確保等はいずれをとっても国民の理解がないと進まない問題である。また、これからの福祉は行政だけではなく、個人や企業の活力の利用によって幅広い高度なサービスが提供される必要がある。なかでも住民自らによるボランタリーな福祉活動は、看護婦・ホームヘルパーの業務を周辺部分で補うことによってマンパワー不足を緩和し、老人の孤独を癒す等の面でも大きな力となることが期待されている。

高齢化に伴う障害や生活力の低下は誰にとっても避けられないことであり、高齢者福祉は国民一人ひとりの問題である。このことについての国民の理解を促進するとともに、生の尊厳や労働の価値に対する認識を深めていくこと、「他人のために尽くす」という心を育てていくことが必要である。そのためには、時間がかかることではあるが社会福祉やボランティア活動等についての幼児期からの教育が重要であり、お年寄りや障害者との交流を始めとして、ボランティア実習等を教育の早い段階からカリキュラム化するとともに、高齢化は自分の問題であり、障害を特別視せず、ありのまま受け入れて必要な援助を当たり前のこととして実行できるように教育していかなければならない。

また、ボランティア活動促進に即効性があると思われる行政や企業によるボランティア活動に対するインセンティブシステムの導入も必要であろう。

国民の高齢化に伴う諸問題に対する認識が深まれば、自助の精神が高まり公的福祉のあるべき水準、即ち負担と受益バランスについてのコンセンサスが得やすくなり、行政施策の進捗も早くなろう。

(3) コミュニティの確立 ～ 連帯感の醸成 ～

全国にはすでに高齢化率がかなりの水準に達しているながら、医療・保健・福祉がうまく連携し、住民に高度なサービスを提供している先進的な事例がいくつかある。その成功の要因は、首長や医療機関のトップに理解があること、中核となる医療機関のリーダーシップがあること、医療・保健・福祉のネットワークを機能させる強力なコーディネーター役（保健婦等）がいること等が挙げられるが、共通しているのはその地域に連帯感に溢れた「コミュニティ」が確立していることである。

コミュニティ確立のためには、ともに働き、ともに遊び、お互いに助け合うというコミュニティ精神の涵養が重要である。コミュニティ精神が希薄な都市部や新興住宅街等においては、行政が住民のコミュニティ活動を援助していくことや、企業が従業員の地域活動を支援していくことも必要である。

これによって、民間による福祉サービスの提供が拡大するだけでなく、住民の福祉に対する偏見をなくして意識を高めることができ、また住民相互の関係も思いやりに満ちたものとなり地域の連帯感が醸成される。このことがさらに民間の自主的な福祉活動を推進することになり、好循環が期待できる。

2. 行政に求められる対応

「高齢化対策発展途上」にありながら、他に例を見ないスピードで高齢化しつつあるわが国においては、行政の果たすべき役割は大きい。昭和63年の医療・福祉マンパワーの数は220万人で、それでも不足している状態であったが、平成12年には346万人が必要になるといわれている。このマンパワーの確保を始めとして、福祉施設の充実、個人・企業の意識改革や高齢者福祉への参画に対する支援等を積極的に展開していかなければならない。

厚生省では高齢者の保健福祉の分野における公共サービス基盤整備を図ることを目的に、平成元年12月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定したが、その成否の鍵を握るのはマンパワー確保の問題である。

(1) 医療・保健・福祉マンパワーの確保 ～ 看護・介護を夢のある仕事に ～

① 看護婦の労働条件の改善

マンパワー確保のためにはまず待遇改善を行う必要がある。

これだけ看護婦不足といわれながら、免許取得者の35%に当たる43万人もの「潜在」看護婦がいるのである。その人達が職場に復帰しないのは、人手が不足すれば労働条件が改善するというマーケットメカニズムが、看護婦という労働力市場には働いていないからである。

また看護婦が厳しい労働環境に置かれるのは、本来なら他の職種が担うべき業務まで看護婦が担うという職務の未分化と、産業界では当然のこととして行われる省力化投資、即ち機械化が病院では全く進んでいないということが大きな原因となっている。看護婦の業務のうち薬剤師や看護補助者等他の職種に移譲できる業務は移し、事務の機械化や患者の移動のような体力の必要なものにはリフトを導入する等の省力化が必要である。

「良心的な看護をすると儲からない」とよくいわれる。収入増につながる医療機器には投資をするが、看護婦の労働条件改善のためには投資をせず、最低の人数の看護婦をできるだけ労働強化して働かせるということが看護婦を3Kとか8Kといわれる職種にしてしまったのである。給与を引き上げるとともに、勤務条件を改善し患者と接する時間をできるだけ長くすることによって、本来の看護婦の仕事を全うできるようにしなければならない。そうすることによって「やりがい」を高め、看護婦を夢のある職業にすることができるのである。

看護婦の給与・勤務条件を改善するためには、看護業務の重要性を認識し、看護婦の配置率を高めることや機械化することにインセンティブが働くような診療報酬体系・補助金制度にするとともに、看護婦の給与水準をリードする国公立の看護婦の給与を引き上げることが必要である。また、病院における省力化投資を促進するために、当該機器の償却を優遇する税制上の配慮もさらに必要であろう。

② ホームヘルパーの待遇改善と社会的評価の向上

ホームヘルパーについてもなお一層の待遇改善が必要であり、勤労意欲を高めるために経験や能力に応じた給与体系にしなければならない。

介護は対象者の生命、生活、プライバシー等にかかわるため、介護者には専門的な知識・技術と豊かな人間性が求められる。介護教育の実施や「介護の日」の制定等によって介護についての国民の理解を促進し、そこで働く人が社会から正しく理解され尊敬されるような風土の醸成が求められる。そうすることによって、ホームヘルパーが自らの仕事に誇りをもてるようにしていかなければならない。

③ フレックスタイム制・パートタイム制の活用

今後の労働力不足を考えると、潜在看護婦の復帰を促すことが重要な課題である。これらの人々が復帰しない理由の一つは、出産・育児と勤務形態が変則的な看護婦業務の両立が難しいからである。またホームヘルパーについても育児や自らの家庭の介護のために離職することが多いといわれている。

従って、フレックスタイム制・パートタイム制の活用は看護婦・ホームヘルパー不足の解決策のひとつとなろう。看護婦の確保を主たる目的に平成4年度に新設されるナースセンターや、福祉人材の斡旋機関等において、フレックスタイムやパートタイム労働についての需給調整機能が高まれば、潜在看護婦の復帰やホームヘルパーの確保に大きな期待がもてる。

④ 看護婦・ホームヘルパー等に対する税制上の優遇措置

看護婦やホームヘルパー等の人材確保のためには、当該職種従事者の所得税について一定の所得控除を新設する等の優遇策を検討する必要があるだろう。

特にパートタイム労働に関しては、主たる家計維持者が所得税の扶養控除を受けるためには、被扶養者の所得は100万円以下でなければならない、それ以上の所得を得るために働くという意欲を阻害しており、労働力供給を抑制するような税制となっていることも問題の一つである。扶養控除を受けられる所得の上限を看護・介護職については他よりも引き上げることができれば看護婦・ホームヘルパーの確保のためには有効であろう。

上記の他、看護・介護職の養成機関の充実や人材確保のための立法措置、相手国の医療・福祉の向上につながるような形で外国人看護婦等の養成も検討される必要がある。

(2) 高齢者向け施設・社会資本・住宅等の整備

～ 高齢者にやさしい環境の整備を ～

高齢者が住み慣れた自宅で生活することが困難になったとき、その程度に応じて特別養護老人ホーム・老人保健施設・病院等に直ちに入所・入院できるようにそれら施設を早急に整備する必要がある。「430兆円の公共投資」も豊かな長寿社会確立のための基盤整備を柱の一つとしており、これら施設の充実に向けての思い切った投資を期待したい。

また、老人の自立・家庭内での介護を促進するためには障害をもった高齢者が生活しやすい住宅・道路・公共施設等が必要である。公共性の高い施設には老人や身体障害者の安全と快適性の確保が促進されるよう積極的な対応が求められる。日本の住宅は段差が多く、出入口・通路も狭いことから車椅子での生活が難しく、廊下やバス・トイレには手すりも少ない。今後、急速に増加する老人にとって住みやすい住宅を社会全体で増やしていく必要がある。そのためには現在は老人と同居していない世代であっても、将来のために高齢者対応住宅を建てるような方向に誘導すべきであり、住宅構造について一定の要件を満たせば割増融資や低利融資が受けられるというようなインセンティブを与える必要がある。

(3) 地域福祉の推進 ～ 身近なサービスと連帯の環を ～

① 市町村における総合的な医療・保健・福祉の提供

平成2年6月の老人福祉法等の改正により、市町村という住民に近い行政体が老人保健・老人福祉のサービスを提供していくこととなった。福祉は住民一人ひとりに対する肌理細かな対応が必要であり、現場に近いところで決定が行われるようになったのは住民にとっては一歩前進である。さらに保健・福祉等の窓口の一本化や「住民が出向く福祉」から「行政が届ける福祉」への転換が期待される。

また市町村・都道府県はそれぞれ老人保健福祉計画を策定し、福祉・保健の連携をとりながらサービス供給体制を整備・拡大していかなければならないこととなった。

先の総務庁の調査では都道府県の7割が痴呆性老人の実態を十分把握していないという結果が出ているが、必要なサービスの把握・予測、住民ニーズの吸収は本計画の基本に関わることであり、自治体の一層の努力が必要である。

行政ではすでにある程度の福祉・保健サービスを実施しているが、質・量に問題がありPRも不足していることから、住民の認知度は概して低いというのが実態である。住民の意識の問題もあるが、その改革も含め行政サービス周知の努力が必要である。

② 福祉サービスオンブズマン制度等チェック機能の充実

福祉サービスの提供は個別的で一般の目に見えない場所で提供されることが多く、人間性の本質に関わる問題も多い。民間福祉サービスの質の向上のためにシルバーサービス振興会によるシルバーマーク制度があるように、公的サービスにも、迅速・便利で、安全・清潔で、わかりやすく丁寧で人間性に配慮した福祉サービスが提供されているかをチェックする「福祉サービスオンブズマン制度」が導入されるべきである。行政から独立したオンブズマン制度を設けることにより、真の住民ニーズを反映した適切で温かいサービスの提供を促進することが可能となろう。

③ ボランティアの需給調整機能の発揮等

最近徐々にではあるがボランティア精神が高まりつつある。しかし、ボランティア活動をやってみたいがどうしたら良いのかわからないという声も多い。こういった意思を無駄にしないで活かしていくためにはボランティアの需給をマッチングさせる機関の充実が必要である。こうしたボランティアの需給の調整はすでに様々な機関によって行われているものの、そのこと自体の認知度が低く、多くのボランティアが埋もれたままになっているのは残念である。

コミュニティ活動の場として、運動場があり講堂その他広い空間がある学校を始めとして公共施設は大いにその役目を果たすことが可能であるが、管理責任の問題等がネックとなり開放されないことが多い。ボランティアの活用とボランティア保険や公的補償機能によるバックアップによって公共施設の利用が促進されることを望みたい。

(4) 意識改革のための教育の充実 ～よき理解者がよい福祉を作る～

高齢化や社会福祉に対する国民の理解が進まなければ豊かな福祉社会の実現は困難である。この問題に対する理解を促進するためには、生の尊厳や他人のために働くことの大切さを教えること、福祉教育やボランティア活動等を学校教育の早い段階から正規のカリキュラムとして組み入れるべきである。ボランティア活動を行うことは子供の人格形成に必要な地域での生活体験の一つとして重要であり、日常生活圏である地域への関心を高め、活動範囲や興味の多様化にも効果的である。

また福祉やボランティア活動については学校教育だけではなく生涯教育等を通して絶えず啓蒙されることが必要である。「ボランティア活動の日」を設けることも活動の促進につながろう。

多様な人材が求められている今日、ボランティア活動の経験を大学の選考や卒業の基準の一つとしてもよいのではないか。またその後の業務にとっても貴重な経験となることから、ボランティア経験を教員・医師・看護婦等の養成課程における必須事項とすることも検討される必要がある。

今後急増する社会福祉や医療・福祉のマネジメントに関する専門家を養成するために、大学にそのための学部学科を設置すること等も必要である。

(5) シルバービジネスの健全育成 ～豊かな老後は官民の多様なサービスから～

高齢化のスピードの速さ、国民負担率の制約等から高齢者福祉を全て公的対応に委ねるのは難しいし、民間の活力・知恵・工夫による福祉への参加がなければ量・質の満足は得られない。豊かな老後は官民の多様なメニューから高齢者自身が主体的に選択できるものでなければならない。いわゆるシルバービジネスが注目され参入する企業が増えてきたのは好ましい傾向であるが、消費者は高齢者であり障害者も多いということから、良質のサービスが安定的に提供されるよう行政による適切な指導・育成が必要である。

施設では有料老人ホームの充実が重要であり、民間の資金による建設が促進されるよう税制の改正等も必要であろう。

老人の自立を助け、介護者の負担を軽減することによって寝かされきりを防ぐという観点から、介護用品・機器の充実が重要である。潜在的なニーズが大きいにもかかわらず、この市場の規模はまだあまりにも小さく、良質・安価な製品の供給が

進まない状況にあることから、需要掘り起こしのためのPRや、良質な製品の開発
・流通市場整備のための低利融資・補助金等の公的支援が必要である。

3. 企業が果たすべき役割

わが国の企業は「効率至上主義」で経済成長を支えてきたが、その過程でややもすると忘れられてきたものが、経済・文化面での対外摩擦や地球環境問題等となって今企業に降りかかってきている。また消費者や従業員の価値観は大きく変化しつつあり、環境問題・社会貢献に対する積極的な対応や、従業員の会社からの精神的自立を認め、それを支援していくという対応が求められるようになってきた。高齢化問題もこのような流れの中で捉える必要がある。これからの企業は高齢者の活用を積極的に推進するとともに、従業員の自立を支援するための諸方策を講じていかなければならない。また、社会貢献の観点からも、ビジネスの面からも、企業は高齢化への適切な対応なしには21世紀には生き残れないという認識で取り組むべきである。

(1) 従業員福祉の充実 ～ 従業員の自立を支援する ～

国民の大多数が被用者であるということから、高齢化が進行する中で企業が従業員福祉において果たすべき役割は今後益々重要性を増すであろう。

企業福祉の充実については会社人間を助長するものとして批判もある。しかし、これからの企業福祉は従業員の自助自立を補完・促進する性格のものでなければならず、旧来の一方的・押しつけ的・恩恵的なものから脱却すべきである。

① 「老い」を迎えるにあたっての教育・支援

従業員の高齢化に伴って、労働生産性の観点からも、医療費の上昇を抑えるためにも、従業員とその家族の健康管理・健康教育が重要なものとなってきた。

また企業は従業員を会社一筋の人間から、多面的で創造的な生き方を設計できる人間となるように教育・支援していかなければならない。老後は地域社会での生活が中心となるが、定年後急に地域社会に駆け込むということはできないので、従業員に対し若いうちから地域での活動を促し、企業はそれを支援することが必要である。

② 介護支援

高齢化に伴い、特に中高年の従業員にとって老親の介護は大きな問題となってきた。出産・育児に関しては休暇や企業内保育所等支援策が講じられつつあるが、介護についてはまだ配慮されているとはいえない状況にある。老親介護については当該従業員が介護せざるを得ない状況にあるのか、介護がいつまで続くのかといった難しい問題があり、介護休暇制度すら一般的ではない。しかしながら要介護老親を抱える従業員にとっては深刻な問題であり、フレックスタイム制の導入、介護休暇制度等による支援は従業員福祉の面のみならず、労働生産性・安全性の面からも重要となろう。

② 社会貢献の推進 ～ よき企業市民として ～

① 高齢者に配慮した製品・サービスの提供

企業は先ず本業を通して社会貢献を行っていかねばならない。4人に1人は高齢者というような社会にあっては、企業は多少のコストはかかろうとも、提供する製品・サービスや施設に高齢者や障害者の使用・利用を前提とした安全性の確保と扱いやすさ・わかりやすさへの配慮が求められる。

② ボランティア休暇等従業員の社会貢献活動の支援

特に福祉分野においては、今後ボランティアの役割が益々重要になる。そこで従業員の自発的な意思を尊重し、その活動を支援するためにボランティア休暇制度やフレックスタイム制の導入等が望まれる。また企業としてはボランティア活動を積極的に評価していくことによってボランティア精神が発揮されやすい社会的土壌を培っていく必要がある。特に、採用に当たってボランティア経験を積極的に評価することは社会の意識に大きな変化をもたらすと思われる。

また、従業員の特長・特性を活かしたボランティア活動を推進するために、企業が従業員の特長・特性情報をプールし、地域社会から求められている人材の情報とマッチングさせるシステムを作ることも考えられる。

③ 企業の地元への直接的貢献

企業は地域社会の構成員として社会への貢献が求められている今日、資金・人材

・施設・情報等企業の様々な資産を地域社会の福祉向上のために積極的に提供していくことや、企業財団等による福祉事業への参加が期待される。

(3) シルバービジネスへの取組み ～ 未成熟だが可能性のある市場 ～

これからの高齢者はその数もさることながら家族構造、教育水準、職業経験、価値観、意識等がこれまでの高齢者と大きく異なってくる。行政による福祉サービスは法制化や予算措置等が必要であり、多様化するニーズへの対応が遅れたり、肌理細かさに欠けるところがある。また財源の制約もある。そこで民間に対し、行政の先駆的・補完的役割を果たすことが大いに期待されている。

有料老人ホームや介護用品、入浴・給食サービス等への需要は急速に伸び、また旅行・趣味・スポーツ等生活を豊かにするための高齢者の支出は今後益々拡大することが予想される。シルバーマーケットはまだ極めて未成熟であるが、2000年の市場規模は90兆円とも110兆円ともいわれており、大きな可能性を秘めた市場といえ、消費者のシルバービジネスに対する期待も大きい。

有料老人ホームについては単なる住まいというだけでなく、医療・介護、文化・教養、健康増進等のサービスに対するニーズが高まってきており、民間の創意工夫や資金を活かして魅力ある施設を提供していく必要がある。

また、介護用品・機器についてみると、福祉先進国では多様な製品が高齢者の生活を支えているが、日本においてはこの市場はまだ未成熟であり、潜在ニーズを掘り起こせてはいない。またこの業界には中小企業が多いので、商品開発力や販売力が弱く、流通市場も整備されていないのが現状である。業界団体の設立等によって業界の体質を強化し、自らの手で市場を拡大していくことが期待される。

(4) 就業機会の確保 ～ 高齢者に働く場を ～

日本では高齢になっても働きたいという人が多く、収入の面からも高齢者の生きがいの大きな要素である社会参加という面からも、高齢者の就労は重要な課題である。高齢者の収入の基礎を支えるのは公的年金であるが、年金財政の長期的安定のためには支給開始年齢の引き上げは避けられない。このような状況から少なくとも厚生年金支給開始年齢までは就業機会の確保が求められているといえよう。

現状では高齢者労働力の性質からいって一般労働市場において雇用の促進を図る

のはあまり期待できないこともあり、その能力の発揮が比較的容易な同一企業グループ内においてまず雇用が確保されることが望まれる。その場合、定年延長もしくは再雇用制度等による継続雇用が中心となろう。また企業の側でも今後の労働力不足への対応という観点から高齢者の活用は重要な課題であり、高齢者の体力・意識等に合った勤務形態なり、職務の開発によってその能力を最大限に引き出すことが必要である。

4. 個人が今なすべきこと

わが国が目指す福祉社会は、自助を柱とした自助・互助・公助のバランスがとれた日本型福祉社会である。こうした社会を実現するためには国民一人ひとりが高齢者福祉を自らの問題として捉えるという意識の改革が必要であり、自分の老後のために準備し、他人のためにアセを流すという行動の革新が必要である。

(1) 意識の改革 ～ 自らの問題として捉えよう ～

福祉のレベルを決めるのは国民自身であり、負担とのバランスで最も適当と思われる水準を探るために国民が論議を尽くし、福祉の水準についてのコンセンサスを作っていく必要がある。自分自身がそのような状態に置かれたときにどう感じ、どうありたいかを考えると、自ずとその答えは出てこよう。福祉は誰の問題でもない、自分自身の問題であるという認識が必要である。

ベルギー・スウェーデンの老人や障害者は、様々な施設・マンパワー・介護機器等の助けによりできる限りの自立を支えられ、プライバシーも守られ人間的な生活を保障されていることから、日本の障害をもった老人よりは幸せであるといえよう。高福祉はそれに伴う高負担の問題から評価が分かれようが、その高福祉は国民の関心の高さに支えられていることを想起すべきである。

(2) 福祉活動への参画 ～ できることをやろう ～

超高齢社会を豊かなものにするためには国や自治体、企業による福祉に頼るだけでなく、自助努力や地域での協力が不可欠であるが、地域協力は住民一人ひとりの参加なしにはありえない。

長い老後を精神的にも肉体的にも充実したものとするためには、自分自身のためだけに時間を使うのではなく、これからは「他人のために」、「他人に喜んでもらうために」活動することも必要であろう。

豊かな福祉社会は施設や介護機器、介護マンパワーの数の充足だけでは成り立たない。温かい「心」があってはじめて幸福感を味わうことができるのである。その「心」のある行動が超高齢社会を支えるのである。一人ひとりが、自分ができることをできるときにやるという習慣づくりが必要である。

(3) 老後への備え ～ 「第三の人生」を豊かに生きるために ～

「余生」ということばがある。これは平均寿命が短く、現役引退後の人生が短かった時代のことばであり、今のように定年後20～30年の人生がある状況では「余った生」ではない。卒業までの「学ぶ時代」、定年までの「働く時代」に続く「第三の人生」としてとらえるべきである。その「第三の人生」を心豊かに健康に生きるためには若いうちから十分に準備しなければならない。

いつまでも健康でいられるか、毎日ハリのある生活を送れるかは自分自身の努力による部分が大きい。老後資金の準備や健康の維持、長い期間の夫婦あるいは一人だけの生活に対する精神的準備等、老後に備えることは家族、社会に対する責任でもある。

また、自分が介護される側になったときの心構えも重要である。「福祉はタダである」、「家族が介護するのは当たり前」といった考えではなく、感謝の心を忘れず、自ら人間としての尊厳を保つ努力が必要である。介護する側だけではなく介護される側にも、相手を思いやる心がなければならない。

結びにかえて

われわれの議論は、経済発展の目的は本来幸福の増大にあるはずなのに、会社にいる（働ける）間だけ幸せであり、人生の締めくくり期ともいえるべき老後（第三の人生）の明るく幸せなイメージが湧いてこないのはおかしいのではないかという素朴な疑問から始まった。特に寝たきりや痴呆の老人の現実には悲惨なものがあり、高齢者福祉への取組みの遅れを痛感した。また、医療・福祉の現場で懸命に働く看護婦やホームヘルパーの苛酷な労働条件に対し憤りも感じた。その一方で、一部の地域ではあるが医療・保健・福祉の連携によって高齢者とその家族を支えるという、これからのモデルとなるような先進的な取組みがなされていること、そして清潔で快適な有料老人ホームや老人保健施設等が徐々に建設されていることなどには明るい希望を感じた。

高齢化の問題は、国・自治体、企業、地域社会、個人それぞれにとって自らの問題であり、現在の問題であるということ、そして高齢化への準備・取組みなしには真の豊かさは実現できないという認識に立って、それぞれが直ちに取組みねばならないことを提言した。これは、企業人として、また個人として、今自ら考え、できることをやろうという宣言でもある。

敗戦やオイルショックを始めとして数々の困難・危機を乗り越えてきた日本人の叡智が、高齢化に伴う諸問題の解決にも十分発揮されることを信じたい。

今年1月の日米首脳会談で、高齢化社会に関する幅広い問題に対処するための枠組みを提供する日米高齢化合同委員会を設置することがアクション・プログラムに盛り込まれた。高齢化問題は環境問題と同様、人類の幸福増大のためには世界レベルで対応を迫られている課題といえよう。

以 上

平成3年度 社会福祉委員会活動状況

- 5月15日 正副委員長会議 「本年度の活動方針について」
- 6月 6日 スタッフ会 「本年度の活動内容について」
- 7月 1日 講演会・正副委員長会議・正副委員長晚餐懇談会
「わが国の社会保障の緊急課題」
講 師 慶應義塾大学 経済学部教授 飯 野 靖 四 氏
- 8月 6日 講演会・常任委員会
「高齢社会の福祉と人生」
講 師 神戸大学 名誉教授 野 尻 武 敏 氏
- 8月28日 スタッフ会 「今後の活動内容について」
- 9月17日～10月31日 スタッフによるヒアリング実施
- 9月26日 講演会・常任委員会
「活力ある高齢化社会のグランドデザイン」
講 師 姫路獨協大学 経済情報学部教授 小 室 豊 允 氏
- 10月28日 講演会・常任委員会
「高齢者福祉の役割分担について」
講 師 日本女子大学 人間社会学部教授 一番ヶ瀬 康 子 氏
- 11月13日 視察会 「社会福祉法人 聖隷福祉事業団」（浜松）
- 12月 2日 スタッフ会 「提言の骨子について」
- 12月 6日 講演会・常任委員会
「これからの老人福祉政策について」
講 師 厚生省 大臣官房老人保健福祉部長 岡 光 序 治 氏
- 12月 6日 正副委員長会議 「提言のとりまとめについて」
- 12月19日 スタッフ会 「提言案の検討」
- 12月25日 常任委員会 「提言案の検討」
- 12月27日 スタッフ会 「提言案の検討」
- 平成4年
1月 8日 常任委員会 「提言案の検討」

1月13日	提言 「超高齢社会に備えて ― 温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して ―」（案）を幹事会にて報告
-------	--

2月 3日	提言 「超高齢社会に備えて ― 温かさと活力に満ち、安心して老いられる社会を目指して ―」を記者発表
-------	--

平成 3 年 度 社 会 福 祉 委 員 会 常 任 委 員 会 名 簿

(敬称略・順不同)

委 員 長	白 井 剛	住 友 生 命 保 険	副 社 長
副委員長	荒 川 宜 三	大和銀総合研究所	常 務
〃	友 松 康 夫	サ ン ト リ ー	常 務
〃	小 西 理 之	住友海上火災保険	常任監査役
〃	葉 室 頼 言	大 野 記 念 病 院	理 事 長
〃	福 西 啓 八	福西歯科・ 労働衛生医事務所	所 長
〃	福 間 嶺 子	企 画 社	社 長
〃	帯 野 久美子	インター・アクト・ジャパン	社 長
常任委員	赤 松 基 次	アカマツフォース	社 長
	飯 田 宏 治	松 下 電 器 産 業	社会業務室長
	稲 垣 謙 次	朝 日 エ ア ポ ー ト サ ー ビ ス	社 長
	上 野 利 雄	小 野 薬 品 工 業	副 社 長
	大 林 剛 郎	大 林 組	副 社 長
	大 村 和 夫	日本アイ・ビー・エム	取 締 役
	大 岡 野 晋	隆 祥 産 業	取 締 役
	垣 内 剛 武	西 日 本 旅 客 鉄 道	財 務 部 長
	柿 原 武 二	大 阪 ガ ス	専 務
	児 玉 洋 邦	新 日 本 製 鉄	参与・大阪支店長
	鈴 木 邦 夫	芦 屋 大 学	顧 問
	高 橋 長 逸	住 友 信 託 銀 行	取 締 役
	高 畠 康 雄	鴻 池 運 輸	専 務
	中 村 俊 雄	長谷工コ-ボレ-ション	副 社 長
	中 村 陽 三	電 通	大阪支社総務局長
	檜 崎 正 博	関 西 電 力	専 務
	西 村 敏 也	三 菱 電 線 工 業	理事大阪事務所長
	半 場 友 也	鐘 淵 化 学 工 業	専 務
	樋 口 俊 夫	ヒ グ チ 産 業	会 長
	室 孝 幸	日 本 板 硝 子	総 務 部 長
	矢 川 利 夫	オ ム ロ ン	常 勤 顧 問
	中 尾 邦 彦	住 友 生 命 保 険	総務部長代理
	小 田 盛 稔	大和銀総合研究所	産業事業研究部 次 長
	佐々木 洋 三	サ ン ト リ ー	社 長 室
	村 部 力	住友海上火災保険	大 阪 本 社 広 報 部 長
	柴 山 守 全	大 野 記 念 病 院	理 事 長
	塩 見 啓 子	企 画 社	理 事 局 長
	萩 尾 千 里	関 西 経 済 同 友 会	取 締 役 部 長
	梅 名 義 昭	関 西 経 済 同 友 会	常 任 幹 事 事 務 局 長
	井 上 仁	関 西 経 済 同 友 会	企画調査課長
	里 見 千 絵	関 西 経 済 同 友 会	企画調査課 主任研究員 企画調査課

「超高齢社会に備えて 一温かさと活力に満ち、
安心して老いられる社会を目指してー」

平成4年1月13日発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事
事務局長 萩 尾 千 里

大阪市北区中之島6-2-27

電話 (06) 441-1031

印刷所 東洋印刷製本株式会社

大阪市東住吉桑津4-6-17
